

## 第74号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

都市公園を占用する場合の使用料を改定するとともに、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

別表第4 5都市公園を占用する場合の表を次のように改める。

5 都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円
標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1, 548円 外径が1メートル以上のもの 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

都市公園を占有する場合の使用料を改定するとともに、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 都市公園に設ける運動施設の設置基準を次のとおり定める。(第2条の3関係)

公園施設	設置基準
一の都市公園に設ける運動施設	運動施設の敷地面積／都市公園の敷地面積＝50／100

- (2) 都市公園を占有する場合の使用料を次のとおり改定する。(別表第4関係)

占有物件	区別	単位	使用料(円)	
			改正案	現行
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	月額	1㎡	536	624
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	月額	1㎡	536	624
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	月額	1㎡	536	624
電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,644	4,320
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	3,096	2,880
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	年額	1本	2,412	2,232
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	年額	1本	1,608	1,488
標柱及び標識類	月額	1本	287	300
公衆電話所	年額	1㎡	3,444	3,600
郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1㎡	3,444	3,600

ガス管その他これに類するものの	外径が0.07m未満のもの	年額	1 m	120	108
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			156	144
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			240	216
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			312	288
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			468	432
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			624	576
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			1,092	1,008
	外径が0.7m以上1m未満のもの			1,548	1,440
	外径が1m以上のもの			3,096	2,880
マンホールその他これに類するもの		年額	1 m <sup>2</sup>	3,444	3,600

### 3 施行期日

平成30年4月1日

都市公園法施行令抜粋

(公園施設に関する制限等)

第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50）を超えてはならない。

(第2項から第6項まで省略)

## 都市公園に設ける運動施設の設置基準について

## 1 趣旨

「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」による「都市公園法施行令」の一部改正により、これまで全国一律に定められていた都市公園に設ける運動施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市都市公園条例」に規定するもの。

## 2 政令の基準と条例で定める基準の比較

都市公園法施行令第8条第1項において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

	政令に定める割合	条例で定める割合
一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合	50/100を参酌して条例で定める割合	50/100

## 3 基準設定の考え方

本市においては、過去より都市公園法等において定められている基準を遵守して公園施設の整備を行ってきており、都市公園がスポーツ及びレクリエーション活動の場や災害時における避難場所等の役割を担っていることを考慮すると、政令で定められている基準を継続し、良好な空間を確保していくことが必要であるため、政令で定める参酌基準を本市の条例で定める割合とすることが妥当であると判断した。

芦屋市都市公園条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行	
(公園施設の設置基準) 第2条の3 (省略) <u>2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条第1項の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。</u> 別表第4(第10条関係) 1~4 (表省略) 5 都市公園を占用する場合		(公園施設の設置基準) 第2条の3 (省略) 別表第4(第10条関係) 1~4 (表省略) 5 都市公園を占用する場合	
占用物件	使用料	占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>536円</u>	集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき <u>536円</u>	工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき <u>536円</u>	土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき <u>4,644円</u>	電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき <u>4,320円</u>
電気事業者が電線等を添	1年 1本につき <u>3,096円</u>	電気事業者が電線等を添	1年 1本につき <u>2,880円</u>



改正案		現行	
架した電柱又は電話柱		架した電柱又は電話柱	
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき <u>2,412円</u>	電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき <u>2,232円</u>
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>1,608円</u>	認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>1,488円</u>
標柱及び標識類	1月 1本につき <u>287円</u>	標柱及び標識類	1月 1本につき <u>300円</u>
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき <u>3,444円</u>	公衆電話所	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき <u>3,444円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの <u>120円</u> 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの <u>156円</u> 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの <u>240円</u> 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの <u>312円</u> 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの <u>468円</u> 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの <u>624円</u> 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの <u>1,092円</u>	ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの <u>108円</u> 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの <u>144円</u> 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの <u>216円</u> 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの <u>288円</u> 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの <u>432円</u> 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの <u>576円</u> 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの <u>1,008円</u>

改正案		現 行	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの <u>1,548円</u> 外径が1メートル以上のもの <u>3,096円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの <u>1,440円</u> 外径が1メートル以上のもの <u>2,880円</u>
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき <u>3,444円</u>	マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>
6 (表省略)		6 (表省略)	